



特定医療法人 七徳会

ぬくもり訪問介護事業所

要支援・要介護の高齢者が自立した在宅生活を送るために生活をサポートします。

訪問介護サービス内容

訪問介護とは、訪問介護員が利用者の自宅を直接訪問して、入浴、排せつ、食事等の介助などを行う「身体介護」のサービス並びに、調理、洗濯、掃除等の家事といった「生活援助」のサービスを行います。



「身体介護」と「生活援助」のサービス内容

○ 「身体介護」サービスとは、身体に直接触れて行う介護のことをいいます。

身体介護サービスの具体例



食事介助：食事の際の支援

入浴介助：全身又は部分浴（顔、髪、腕、足、陰部など部分的な洗浄）

清拭：入浴ができない場合などに体を拭いて清潔にすること

排泄介助：トイレの介助やおむつの交換など

歩行介助：自分の足で歩くことができるように介助を行うこと

更衣介助：衣類の着脱など着替えの介助

体位変換：ベッド上など床ずれ予防のための姿勢交換

移乗介助：ベッドから車いすに移す際の介助



○ 「生活援助」サービスとは、生活に必要な家事が困難な場合に行う日常生活支援のことをいいます。

生活援助サービスの具体例

掃除：居間の掃除、ゴミだしなど

洗濯：衣類を洗う、干す、たたむ、整理まで

食事準備：食材の買い物代行から調理、配膳、片づけまで

移動介助：「起き上がる」「座る」「歩く」といった行為が困難な場合や、移動の際に介助をすること

その他：爪切り・血圧測定・耳垢の除去など医療行為ではないもの



★ 訪問介護サービスでは受けられないもの

訪問介護は、利用者本人を対象としたサービスです。

利用者本人が生活を送るうえで日常的に必要なではない行為や、医師や看護師など専門資格でなければできない医療行為等は訪問介護で受けることはできません。

× 訪問介護員がやらなくても生活に差し支えがないもの： ・庭の草むしり ・ペットの散歩 など

× 医療行為にあたるもの： ・インスリンの注射 ・経管栄養 ・点滴 たんの吸引 など

× 本人以外の方に対する行為： ・家族の分の食事を作る ・家族の部屋の掃除や衣類の洗濯 など

訪問介護サービスを受けられる頻度

一日に2回以上の訪問介護サービスを利用する場合は、原則としてサービスの時間間隔を2時間以上空けてサービスを行う必要があります。

サービスの間隔が2時間以上空いていなかった場合、2つのサービスを一度のサービスと見なす、「2時間ルール」という規定があるからです。

費用について

一日の訪問介護にかかる費用（自己負担額）は、「サービスの種類別料金 × 利用時間 + その他料金（加算）」で計算します。

介護保険の自己負担額は基本的に1割負担で、一定以上の所得がある場合は2～3割負担になります。

例、要介護3の利用者（一割負担）が週2回、一日45分の身体介助の訪問介護サービスを利用した場合
396円/回 × 2回 × 4週 = 3,168円

（※料金は地域によって単位数に違いがあるため若干異なる場合あり）のような計算になります。

自己負担額の例（一割負担の場合）

種別		単位数	自己負担額（1割負担の場合）
身体介護	20分未満	167単位	167円
	20分以上30分未満	250単位	250円
	30分以上60分未満	396単位	396円
	60分以上	579単位+30分増すごとに84単位	-
生活援助	20分以上45分未満	183単位	183円
	45分以上	225単位	225円
通院時の乗車・降車等介助 片道		99単位	99円

訪問介護サービスを受ける対象者

◎ 「要介護1～5」の認定を受けた方が訪問介護を受けることができます。

◎ 「要支援1～2」の認定を受けた方は「介護予防訪問介護」という形でサービスを利用できますが、「要支援1の場合は週2回まで」といった利用制限もあります。この介護予防はあくまで要介護状態にならないための予防という目的のため、身体介護ではなく生活援助が中心となります。



訪問介護サービスを受けるまでの流れ

大まかな流れとしては次のようになります。

1 要介護認定の申請

要介護認定申請書に記入のうえ、魚津市（住所地の市役所）の担当窓口申請します。原則本人が申請しますが、家族や地域包括支援センター等による申請代行も可能です。

2 介護認定の通知

申請日から30日以内に魚津市（住所地の市役所）から介護サービスを利用する本人（被保険者）へ郵送で通知されます。その際、被保険者証に該当する要介護状態区分が記載されます。認定は申請日に遡って効力が生じます。

3 介護支援専門員（ケアマネジャー）の決定

要介護1以上の場合は、居宅介護支援事業所にケアマネジャーの選任を依頼します。

なお、居宅介護支援事業所は市の担当窓口や地域包括支援センターでも紹介してくれます。

また一度決定したケアマネジャーであっても、利用者本人や家族の意向によって変更することもできます。



4 ケアプランの作成

ケアマネジャーがご本人のご自宅へ訪問し面談を行います。面談から得られた情報を基にどのようなサービスが必要かを盛り込んだ「介護サービス計画書（ケアプラン）」を作成します。

5 事業者の選定と契約

ケアプランに基づき、実際にサービスを受ける訪問介護事業所と直接契約を結びサービスを利用します。

6 訪問介護サービス利用開始

訪問介護サービスが開始されます。

ぬくもり訪問介護事業所の概要

基本方針

- 訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- 事業の実施に当たっては、関係自治体、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

営業日及び営業時間

- ① 営業日 月曜日から土曜日まで
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとっています



事業の内容及び利用料等

指定訪問介護の内容は「身体介護」と「生活援助」とし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とします。

訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

緊急時等における対応方法

訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、家族や管理者に報告します。

通常の事業の実施地域

ぬくもり訪問介護事業の通常の事業の実施地域は、魚津市内とします。

連絡先 〒 937-0806

魚津市友道777番地

ぬくもり訪問介護事業所

電話 0765-24-7682 fax 0765-24-7197

e-mail infokaigo@uozubyouin.jp

事務取扱者

管理者 竹中佳子 電話 0765-24-7671 FAX 0765-24-7157

管理者代行 里崎英理子 電話 0765-24-7682 FAX 0765-24-7197

